

# はっぴねすケアカレッジ 神奈川県介護支援専門員更新研修 実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容) 実施要項

## 1. 開催目的

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とし実施します。

## 2. 研修事業名

神奈川県介護支援専門員更新研修 実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容)

## 3. 研修実施場所

川崎市役所本庁舎 復元棟3階 301,302,303  
〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地



※はっぴねすケアカレッジ(武蔵新城校)ではありませんので、お間違えのないようにお越しください。

## 4. 受講対象者(受講資格)

- ・全ての研修日程に参加できる方
- ・原則として神奈川県に介護支援専門員として登録されている方
- ・研修開始時点(11/11)で、介護支援専門員証の有効期間が概ね1年未満の方
- ・介護支援専門員証の有効期間内に、介護支援専門員としての実務に従事している、あるいは従事していた経験を有する方

※介護支援専門員の実務経験として認められる範囲については、3ページをご確認ください。

## 5. 研修科目及び日程表

研修日程・カリキュラム(4ページ)をご確認ください

## 6. 受講料

・19,320円

川崎市内の介護保険サービス事業所に勤務している方は、定着支援の一環として川崎市より受講料補助が受けられます。対象の方は、受講申込書の「勤務先」を必ずご記入ください。

※研修修了時(12/17)までに退職予定の方は対象外となりますので、ご了承ください。

・32,200円(上記以外の方)

※受講料の納付方法については、受講決定の際にお知らせいたします。また、受講料振込後は特段の事情がない限り受講料の返金できませんので、ご了承ください。

※補講料は1科目につき2,000円となっています。(補講はやむを得ない事情と認めた場合に限り)

## 7. 定員

80名

定員を超えた場合は、次の優先順位で受講決定させていただきますので、予めご了承ください。

- ①川崎市内の事業所に勤務している方
- ②介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方

## 8. 受講手続き

- ・受付期間 令和6年9月2日(月)～9月24日(火) 必着
- ・受講決定 令和6年9月26日(木)にメールまたは郵送で受講決定通知書をお送りいたします  
※テキストは、研修当日にお渡しいたします
- ・受講料納付 受講決定通知書と併せて、納付方法等のご案内をいたしますので、それに基づき納付してください。一度振り込みいただいた受講料は原則返金できかねます。  
また、期日までに連絡なく受講料の振り込みがない場合は、受講決定を取り消しとさせていただきます。

## 9. 申込方法

受講申込書に必要書類を添えて、下記まで郵送にてお送りください。

〒211-0044 川崎市中原区新城5-1-3 フクシマビル301 はっぴねすケアカレッジ 宛

該当者	提出書類
①全員	様式1「受講申込書」
②全員	「介護支援専門員証」の写し
③前回の更新で「専門研修課程Ⅱ」を受講した場合	「修了証明書」の写し
④【実務経験として認められる範囲】（〇ページ）の中で、「⑧地域包括支援センターに勤務する者」のうち、「※3-2」に該当する場合	様式2「介護サービス計画作成証明書」

## 10. 研修修了の認定方法

本研修では、各科目において国が定めた到達目標が設定されています。その到達度を確認するため、各科目の終了時に「修了評価」を実施しております。

「修了評価」は、神奈川県介護支援専門員現任研修支援会議で定めた方法により実施します。

修了評価で到達目標を達成し、かつ全課程を修了した方に対し、『修了証明書』を発行いたします。

## 11. 事前課題の提出について

研修参加者には、事前に課題を提出していただいております。はっぴねすケアカレッジ ホームページをご確認のうえ、10月16日(水)までに提出してください。

## 12. 申込・問合せ先

はっぴねすケアカレッジ

<https://www.happiness-care-s.com/>

✉ matsuoka@happiness-kaigo.jp

TEL:044-982-3474 (平日9:00~17:30)

〒211-0044 川崎市中原区新城5-1-3 フクシマビル301



ホームページ二次元コード

(個人情報について)

神奈川県介護支援専門員専門課程・実務経験者に対する更新研修の受講申込時にお預かりしました個人情報については適正に管理を行い、当該研修及び修了証明書交付業務の他、研修受講決定の調整に必要な場合は、神奈川県指定の研修実施機関に受講申込者情報の一部を提供することもあります。また、本研修終了後には修了者名簿に記載し神奈川県に報告いたします。

## 介護支援専門員の実務に含める範囲について

介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労し、かつ介護サービス計画の作成を行っている（※1）ものであること。

- ①居宅介護支援事業所（※2）
- ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
- ③小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業所
- ④介護保険施設
- ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦介護予防支援事業所
- ⑧地域包括支援センター（※3）

※1 単に、要介護認定のための調査を行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、介護サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験として認められない。

※2 指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっているため、当該管理者については、実務経験として認められる。

※3 地域包括支援センターにおいて「介護支援専門員」として配置され、就労している場合は、実務経験として認められる。

なお、保健師または社会福祉士等として地域包括支援センターに配置され、就労している者のうち、現に介護サービス計画を作成、または作成した経験がある場合は、その介護サービス計画の作成について事業所から証明（参考様式1）を受けることで、介護支援専門員の実務経験に相当するものとして認めることとする。

**はっぴねすケアカレッジ 神奈川県介護支援専門員更新研修  
実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）更新研修32時間  
研修日程・カリキュラム**

**【研修実施場所】**

川崎市役所本庁舎 復元棟3階 301,302,303（〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地）

**【研修日程・カリキュラム】**

日程	日にち	時間	科目	時間
1日目	令和6年 11月11日 (月)	9:30~10:00	開講式、オリエンテーション	0.5
		10:00~12:00	A. 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	2
		12:00~12:40	昼休憩	
		12:40~13:40	A. 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	1
		13:50~15:50	B. ケアマネジメントの実践における倫理	2
2日目	令和6年 11月18日 (月)	9:30~11:30	C. リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	2
		11:40~12:40	D. 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	1
		12:40~13:20	昼休憩	
		13:20~14:20	D. 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	1
		14:30~17:40	E. 大腿骨頸部骨折のある方へのケアマネジメント	3
3日目	令和6年 11月28日 (木)	9:30~12:40	F. 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	3
		12:40~13:20	昼休憩	
		13:20~14:20	F. 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	1
		14:30~17:40	G. 脳血管疾患のある方のケアマネジメント	3
4日目	令和6年 12月11日 (水)	9:30~12:40	H. 心疾患のある方のケアマネジメント	3
		12:40~13:20	昼休憩	
		13:20~16:30	I. 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	3
5日目	令和6年 12月17日 (火)	9:30~12:40	J. 看取り等における看護サービスの活用に関する事例	3
		12:40~13:40	昼休憩	
		13:40~18:00	K. 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	4
		18:00~18:30	閉会式、事務連絡	0.5

※昼食時間が短くなっておりますので、昼食をご準備ください。研修会場で食事をお取りいただけます。その際、ゴミの持ち帰りにご協力いただけますようお願い致します。